

# 独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 13 日

国立大学法人 広島大学  
学長 浅原利正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 八尋合計士 十二百三澤古彦

## <財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第 25 条第 1 項において准用する独立行政法人条例(以下「准用条例」といいます)第 10 条第 1 項第 1 号の規定により、別途准用する監査基準(案)を除く財務諸表、監査報告書、監査意見書等を監査する。

## 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に正当と認められる國立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示を含むとする要因となる場合があることを十分に警戒して計画された。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施

関連する監査証拠を検討する。また、監査には、子会が採用した会計方針及び適用方針並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見を表明することにある。

準用通則法が要する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見  
当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による決算の区分並びに決算の状況を正確に示すものと認める。

事業報告書に就する報告

当監査法人は、第7期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されてい  
る監査意見について、監査報告書に記載する監査意見と同一の監査意見を示す。監査報告書  
に記載する監査意見は、監査報告書に記載する監査意見と同一の監査意見を示す。

國立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載